

保護者と教職員の会員の皆様

練馬区立光が丘春の風小学校  
保護者と教職員の会  
会長 平尾 真

保教の会加入の傷害保険&損害保険のお知らせ

会員および児童全員は、保教の会が企画、立案、主催（協賛）する活動において、下記の二つの保険に加入しております。内容を今一度ご確認頂き、保険金請求の際には、発生から 30 日以内に学校まで連絡帳にてお知らせください。保教の会の会計担当より直接連絡させていただきます。

記

保険期間 令和5年5月31日午後4時から令和6年5月31日午後4時まで1年間

1. 団体傷害保険

1名あたり	死亡・後遺障害	2,000,000円まで
	入院1日目から	2,500円
	通院1日目から	1,400円

- ・ 医療保険証を使っても保険金はもらえます。
- ・ 熱中症は対象外です。

保教の会で掛けている保険は、保教の会の会費から支払っています。



2. 賠償責任保険

○PTA活動・・・PTAが企画、立案、主催（協賛）するPTA活動遂行時の偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または、他人の財物を損壊させた場合。

対人賠償	1名	1,000,000円まで
	1事故・1請求または1保証	5,000,000円まで
対物賠償	1事故・1請求または1保証	5,000,000円まで
	免責金額(1事故・1請求または1保証)	5,000円

注) ここで言うPTAとは我が校の場合、保教の会に相当する。

○保管物・・・被保険者(保教の会)が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をその会員および児童・生徒が損壊し、または紛失し、もしくは盗取された場合。

加害者1名あたり	てん補限度額	100,000円
対物賠償	保険期間中	5,000,000円まで
	免責金額(1事故・1請求または1保証)	5,000円

怪我！損壊！紛失！

請求はお忘れなく！

